

外国人観光旅客利便増進措置に関する検討会

今後のスケジュール（案）

第1回 6月27日（水）

- ・外国人観光旅客利便増進措置の概要
- ・海外先進事例及び国内取組事例の紹介

第2回 7月11日（水）

- ・関係事業者ヒアリング①（鉄道事業者及びバス事業者等）

第3回 8月1日（水）

- ・関係事業者ヒアリング②
（旅客船事業者、港湾管理者、エアライン、空港ビル事業者等）

※事前に各事業者から提出いただいた資料を各局よりご説明

- ・基準及びガイドラインの素案提示

第4回 本日

- ・基準及びガイドラインのとりまとめ（予定）

その後、パブリックコメント等を経て、基準告示を改正法の施行日（公布の日（平成30年4月18日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。）に合わせて施行予定。